

小城市地域公共交通計画 別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

令和7年6月24日

小城市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は県都佐賀市の西隣に位置し、地方都市間を結ぶ幹線交通として、JR長崎本線や唐津線の鉄道のほか、民間の生活交通路線バスが市北部（小城、三日月地区）と市南部（牛津、芦刈地区）を運行している。これらの幹線交通については、主に佐賀市内の総合病院への通院や買い物・通学などに利用されており、人口減少や自家用車の普及により利用者は減少しているが、住民にとって生活に必要不可欠な交通手段として機能している。

これまでに本市においても、当該幹線交通に通じる地域内の支線交通として、既存ストックを活用した自家用有償運送事業による4路線の市バス（小城町バス、三日月町バス、牛津町バス、広域バス）及び2路線の乗合タクシー（芦刈町乗合タクシー、小城やまびこタクシー）の実証運行に、国の地域公共交通活性化・再生総合事業の支援を受けながら取り組んでおり、平成24年度からは、実証運行期間中に寄せられた意見等を反映させ、本格運行を開始している。これらの市バス、乗合タクシーは、車を運転できない住民を中心に買い物や通院などの日常生活に必要不可欠な交通手段として定着している。

このため、地域公共交通確保維持改善事業により、幹線交通との相互の連携を図りつつ、4路線の市バス及び2路線の乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

公共交通利用者の維持又は増加（1便あたりの利用者数）

(参考値)

年度別（4月～3月）1便あたりの利用者数

系統	R6	R5	R4	R3
小城町バス晴田路線	3.7人	4.1人	3.5人	4.1人
小城町バス岩松路線	0.7人	0.9人	1.2人	1.2人
小城町バス三里路線	2.3人	3.1人	2.8人	3.0人
三日月町バス北回りコース路線	3.4人	2.3人	2.3人	1.5人
三日月町バス南回りコース路線	0.3人	0.3人	0.1人	0.2人
牛津町バス勝・柿樋瀬路線	0.8人	1.0人	0.7人	0.7人
牛津町バス砥川路線	0.7人	0.8人	0.9人	0.8人
牛津町バス天満町・芦刈町路線	0.9人	1.0人	0.9人	0.9人
広域バス広域路線	1.4人	1.3人	0.9人	1.0人
芦刈町乗合タクシーあしま～る路線	1.5人	0.5人	1.1人	1.2人
小城やまびこタクシーやまびこ路線・江里山石体路線	2.1人	2.1人	1.1人	1.2人

(目標値)

各系統別における1便あたりの利用者数

系統	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小城町バス晴田路線	4.0人以上	4.2人以上	4.2人以上
小城町バス岩松路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
小城町バス三里路線	2.5人以上	2.7人以上	2.7人以上
三日月町バス三日月路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
三日月町バス三日月小学校路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
牛津町バス勝・柿樋瀬路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
牛津町バス砥川路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
牛津町バス天満町・芦刈町路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
広域バス広域路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
芦刈町乗合タクシーあしま～る路線	2.0人以上	2.2人以上	2.4人以上
小城やまびこタクシーやまびこ路線・江里山石体路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上

(2) 事業の効果

市バス・タクシーの運行を維持することにより、車を運転できない高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、公共交通が便利に感じられ利用しやすくなる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ ニーズ調査等の実施や他市町の情報を収集し、路線や運行方法、運行時刻等の適切な改善を図る。(小城市、事業者) ・ 市報や市ホームページに、公共交通に関する路線図、時刻表、運賃及び乗り方等を掲載するとともに、出前講座等により市民への公共交通の周知・利用促進を図る。(小城市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
小城市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
運行事業者から毎月の実績報告を受ける。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 6 年 6 月 20 日 第 41 回（令和 6 年度第 1 回）※地域公共交通会議と同時開催
※以下の議題についての協議・承認
 - ・ 令和 5 年度小城市地域公共交通活性化協議会事業及び歳入歳出決算報告について
 - ・ 令和 6 年度小城市地域公共交通活性化協議会事業計画及び予算（案）について
 - ・ 令和 7 年度小城市生活交通確保維持改善計画（案）について
 - ・ 小城市地域公共交通計画の令和 6 年度の取組について
 - ・ 運賃協議会について
 - ・ 市民病院移転に伴うルート等の進捗状況について
- ・ 令和 6 年 10 月 31 日 第 42 回（令和 6 年度第 2 回）※地域公共交通会議と同時開催
※以下の議題についての協議・承認
 - ・ 令和 6 年度小城市地域公共交通活性化協議会事業予算（案）について
 - ・ 令和 7 年度小城市内巡回、循環バスルートの見直しについて
- ・ 令和 7 年 1 月 24 日 第 43 回（令和 6 年度第 3 回）※地域公共交通会議と同時開催
※以下の議題についての協議・承認
 - ・ 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
 - ・ 小城市地域公共交通計画の変更について
 - ・ 小城市内巡回バスルート見直し・運賃制度の変更について

19. 利用者等の意見の反映状況

小城市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の構成員に、住民又は利用者の代表として、「市老人クラブ連合会」「市地域婦人連絡協議会」「市民生児童委員会」「小城商工会議所」「小城市商工会」の各種団体の代表者及び区長会から「住民代表者」が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。

また、利用者の意見においても、調査等で寄せられた意見を活用している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

（所 属）小城市役所 建設部 都市計画課

（氏 名）横田 壮光

（電 話）0952-37-6121

（e-mail）toshikeikaku@city.ogi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統等と接続 の確保	基準ホで該当す る要件 (別表7のみ)
小城市	小城市	(1) 晴田線	桜楽館	中村停留所	桜楽館	(循環) 16.3km	240	720		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
		(2) 岩松線	桜楽館	横町停留所	桜楽館	(循環) 15.4km	240	480		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
		(3) 三里線	桜楽館	アイル	桜楽館	(循環) 19.5km	240	672		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
		(4) 三日月線	ゆめりあ	小城駅	ゆめりあ	(循環) 33.7km	240	720		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「大寺停留所(ゆめりあバス停)」にて接続	③
		(5) 三日月小学校線	ゆめりあ	三日月小学校	ゆめりあ	(循環) 10.2km	240	240		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「大寺停留所(ゆめりあバス停)」にて接続	③
		(6) 勝・柿樋瀬線(右回り)	アイル	乙柳公民館	アイル	(循環) 13.5km	240	386		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
		(7) 勝・柿樋瀬線(左回り)	アイル	乙柳公民館	アイル	(循環) 13.5km	240	240		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
		(8) 砥川線	アイル	永田公民館	アイル	(循環) 15.4km	240	720		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
		(9) 天満町・芦刈町線	アイル	あしばる前	アイル	(循環) 14.6km	240	720		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
		(10) 広域線(右回り)	アイル	桜楽館	アイル	(循環) 29.9km	240	720		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続/補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
		(11) 広域線(左回り)	アイル	桜楽館	アイル	(循環) 29.2km	240	1,200		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続/補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
	小城タクシー株式会社	(12) あしま～る線	社搦	牛玉(芦刈庁舎)	牛津駅	往 22.5 km 復 22.5 km	240	720		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
		(13) やまびこ線	川内	横町停留所	桜楽館	往 16.2 km 復 16.2 km	50	50		路線不定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
		(14) 江里山・石体線	石体	横町停留所	桜楽館	往 10.7 km 復 10.7 km	50	50		路線不定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③

(注)

- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小城市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	37,071
交通不便地域等	4,959

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
4,959	芦刈町	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和4年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)